

## 中井町学校のあり方検討会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、中井町長（以下「町長」という。）から中井町教育委員会（以下「教育委員会」という。）へ学校のあり方の諮問を受け、本町における児童生徒数の推移、施設の状態等を踏まえた中井町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の将来を展望した今後の方向性を見出すことを目的として設置する中井町学校のあり方検討会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 前条の目的を達成するため、教育委員会に中井町学校のあり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

2 検討会は、次に掲げる事項の調査・検討を行い、その成果について、定期的に教育委員会へ報告するものとする。

- (1) 児童生徒の望ましい学校のあり方に関する基本的な方針
- (2) 前号に掲げる適正化のための具体的な方策

### (組織)

第3条 検討会は教育長のほか、委員20名以内で構成する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから教育長が任命する。

- (1) 教育関係者
- (2) 保護者を代表する者
- (3) 地域住民を代表する者
- (4) 学識経験者

### (任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から教育委員会が町長に答申する日までとする。

2 委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 検討会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は会務を総括し、検討会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、選任された年度の3月31日までとする。ただし、任期満了の日以後も、後任者が選任されるまでの間はその任務を行うものとし、再任を妨げない。

### (会議)

第6条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議

長となる。ただし、会長及び副会長が不在の場合の会議は、教育長が招集する。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことはできない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 会議は公開とする。ただし、委員の申し出があれば、会議に諮り非公開とすることができる。

(傍聴)

第7条 会議は、傍聴することができる。ただし、前条第5項の規定により非公開とされたときは、すみやかに退場しなければならない。

2 会長は、必要があると認められるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(議事録)

第8条 会議は、会議録を作成しなければならない。

2 会議の会議録は、原則公開するものとする。ただし、第6条第5項の規定により非公開とされた会議の内容については、この限りではない。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 検討会の庶務は、教育委員会教育課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って決定する。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。